平成２８年（フ）第１２１号
千葉県野田市山崎1921番地の７　海老原ハイツ206号
債務者　本田　真弓
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
山口県宇部市東梶返３丁目18番７－２号
債務者　倉守　一広
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第５８号
仙台市青葉区落合４丁目６番26―714号、従前の住所仙台市宮城野区栄１丁目10番12号
債務者　阿部裕一郎
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
茨城県日立市東町４丁目７番３号
債務者　渡辺　利美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１７号
茨城県北茨城市関南町里根川７番地２
債務者　岡田　順子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１０号
長野市大字高田280番地３　ホワイトハイツ高田302号室
債務者　名知　寛文
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
大阪市平野区長吉出戸７丁目４番27号エスパシオ長吉202号、前住所大阪市平野区長吉長原２丁目６番27号ヴイラージンＴＫ103号
債務者　森井　令奈
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４号
大阪市旭区大宮３丁目７番19号　ノースファミリア　102
債務者　阪田満美子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目６番７－114号
債務者　中西　松野（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７２３号
大阪市西区九条南３丁目29番14号　吉川病院内、住民票上の住所大阪市西区南堀江１丁目15番17―203号
債務者　勝原郁子こと　勝原　規江
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５６号
大阪市東淀川区菅原３丁目17番30―607号、前住所大阪市東淀川区柴島２丁目８番45―302号
債務者　五藤　秀子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７６１号
大阪府高槻市登町19番Ｂ20―303号
債務者　森表　里江（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７８５号
大阪市此花区春日出北１丁目15番11号　シャトー染　201、前住所堺市堺区中之町東４丁２番21号　中之町マンション303号
債務者　柳橋　麻美
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６２号
大阪市平野区喜連東３丁目５番８―705号
債務者　梅垣　勝紀
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７６号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目７番９号　アパートラフィーヌ　401号
債務者　信吉　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０８号
大阪市西淀川区佃２丁目２番11―405号
債務者　東　　文子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２４号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目６番43号
債務者　杉岡　雪見
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部